平成２７年（フ）第５２７号
大阪府泉大津市板原町１丁目13番18―201号、前住所大阪府堺市中区堀上町321番地９
債務者　㟢野　初廣
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
大阪府泉大津市板原町１丁目13番18―201号
債務者　西野　　勇
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
兵庫県川西市鼓が滝２丁目12番24号、前住所大阪府豊能郡豊能町切畑50番地
債務者　乾　恵利香
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目29番35号　ツカプラッツビル202号、前住所兵庫県尼崎市食満６丁目15番５号
債務者　上大田義文
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５０号
兵庫県西宮市神園町３番129号
債務者　松井　博行
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３０号
奈良県葛城市林堂237番地１
債務者　堀内　　純
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
愛媛県宇和島市柿原甲1476番地７　ホワイトコーポ２号
債務者　清水　香里
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第９４２６号
東京都江戸川区興宮町16―８―401
債務者　吉川　友也
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４３３号
東京都荒川区西日暮里１丁目47―11―202
債務者　山本　　敦
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４５９号
東京都江戸川区南小岩１丁目14―７　牧野方
債務者　大沢　可代（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４７１号
東京都国立市富士見台１丁目８―52―303
債務者　椎谷早百合
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４８５号
東京都中野区南台３丁目24―５―404
債務者　武田銀次郎
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４８７号
東京都品川区東大井４―10―６―414、住民票上の住所大阪府大阪市西淀川区姫島１丁目16―25―602
債務者　森田　淳一
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５０１号
東京都練馬区東大泉５丁目15―２―401
債務者　三浦　　梢（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５０７号
東京都国分寺市本町４丁目17―２―202
債務者　木田真由美
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５０９号
東京都練馬区南田中５丁目25―28―102
債務者　柏木キミヱ
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部